

# 下水道事業の現状について

(第1回上下水道事業運営審議会)

令和7年10月8日  
東御市上下水道課

令和4年度に改定した『下水道事業経営戦略』は、一般会計からの繰入金があることを前提に策定していますが、現在の社会経済情勢に目を向けると、人口減少や物価高騰などによって市全体の財政状況は今まで以上に厳しくなることは間違いなく、行政サービス全般について、その在り方の見直しを迫られている状況です。

下水道事業会計においても同様であり、今後の経営環境を見据える中で、能登半島地震を踏まえた耐震化や八潮市での道路陥没を踏まえた強靱化を進めていく必要性に直面しています。

経営戦略の事後検証における経営目標数値からは、まだ大きな変化等は確認できませんが、人口減少に伴い使用料収入が減少する中で、事業の持続性と健全な公営企業会計を維持していくためには、下水道使用料の改定を検討しなければならない時期を迎えています。

#### <下水道使用料改定検討開始の必要性>

##### ◆人口減少に伴う適正な下水道使用料の確保

⇒能率的な管理のもとにおける適正な原価（維持管理費）は使用者に負担いただく（使用料で賄う）ことが原則

⇒物価高騰等に伴い増加する維持管理費に要する財源が必要（今後10年間の消費者物価上昇率は年平均1.7%と予想されている）

##### ◆施設老朽化、長寿命化対策費用の確保

⇒他自治体の事故を教訓に適切な施設の維持管理、更新の実施に費用が必要

##### ◆下水道使用料の急激な上昇の抑制

⇒危機的状況になってからでは、下水道使用料の値上げ幅（使用料改定率）が大きくなる

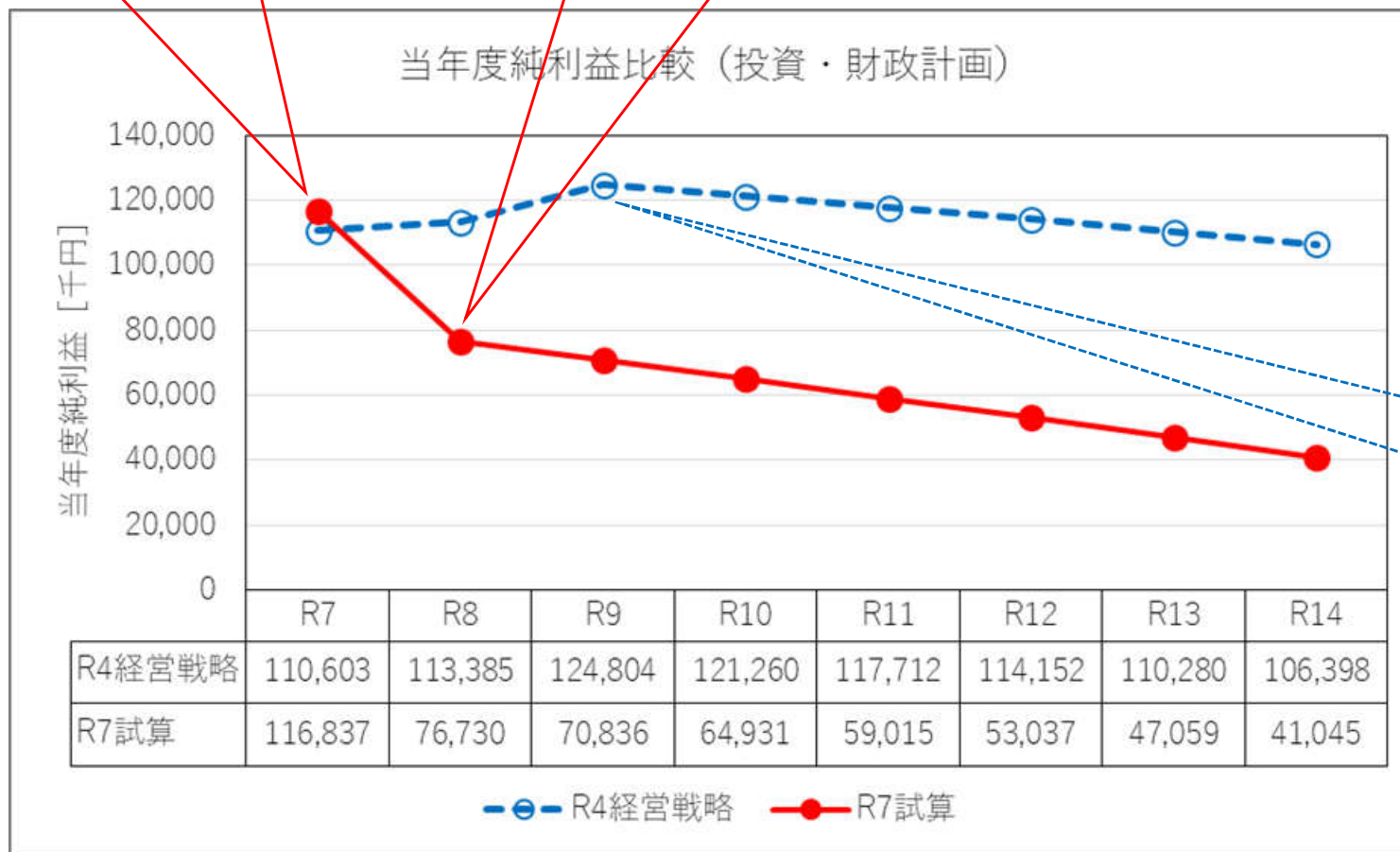
# 投資・財政計画の見直し

## ※下水道事業経営戦略（令和4年度改訂版）との比較

令和7年度現在の状況を反映して、投資・財政計画を見直したところ、当年度純利益は以下のようになりました。

令和7年度は、「職員数の減少」「事業の繰り越しに伴う減価償却費の減少」等により、R4経営戦略と同程度の純利益が確保できる見込みです。

令和8年度以降は、物価、人件費等の高騰に起因した施設維持管理費の増加により、純利益が大幅に減少する見込みです。



動力費（電気料）が以前の水準に戻り、その分は純利益が戻ると見込んでいました



# 原価計算表の見直し

## ※下水道事業経営戦略（令和４年度改訂版）との比較

令和７年度現在の状況を反映して、原価計算表を見直したところ、以下のようになりました。

| 項目                          |   | R 4 改定版   | R 7 試算版   |
|-----------------------------|---|-----------|-----------|
| 使用料収入                       | X | 411,997千円 | 410,343千円 |
| 使用料対象支出                     | Y | 296,520千円 | 332,675千円 |
| 資産維持費                       | Z | 84,482千円  | 96,236千円  |
| $X \div (Y + Z) \times 100$ |   | 108.14%   | 95.67%    |

令和４年度改訂版と比べて、物価上昇等の影響により、使用料対象支出と資産維持費が増加したため、使用料対象経費に対する下水道使用料の割合が100％を割り込み、使用者が負担すべきとされている経費が下水道使用料で賄えていない状況となる見込みです。



# 長野県内19市の下水道使用料等（1か月20m<sup>3</sup>使用）の状況

※令和7年4月1日現在（税込）

## ●下水道使用料

| 高い順 | 団体名 | 使用料    | 差      |
|-----|-----|--------|--------|
| 1   | A市  | 4,510円 | 1,155円 |
| 2   | B市  | 4,278円 | 923円   |
| 3   | C市  | 4,070円 | 715円   |
| 4   | D市  | 3,980円 | 625円   |
| 5   | E市  | 3,960円 | 605円   |
| 6   | F市  | 3,797円 | 442円   |
| 7   | G市  | 3,790円 | 435円   |
| 8   | H市  | 3,750円 | 395円   |
| 9   | I市  | 3,640円 | 285円   |
| 10  | J市  | 3,610円 | 255円   |
| 11  | K市  | 3,575円 | 220円   |
| 12  | L市  | 3,534円 | 179円   |
| 13  | 東御市 | 3,355円 | 0円     |
| 14  | M市  | 3,300円 | ▲55円   |
| 15  | N市  | 3,278円 | ▲77円   |
| 16  | O市  | 3,245円 | ▲110円  |
| 17  | P市  | 3,140円 | ▲215円  |
| 18  | Q市  | 3,119円 | ▲236円  |
| 19  | R市  | 3,118円 | ▲237円  |
| 平均  |     | 3,634円 | 279円   |

## ≪東御市の下水道使用料について≫

東御市の下水道使用料は、県内19市の中で低い水準にあります。

※団体によっては複数の料金体系があるため、ここでは代表的と思われる数値を用いています。

## ●水道料金（口径13mm）

| 高い順 | 団体名 | 使用料    | 差       |
|-----|-----|--------|---------|
| 1   | J市  | 4,290円 | 781円    |
| 2   | A市  | 3,685円 | 176円    |
| 3   | L市  | 3,630円 | 121円    |
| 4   | C市  | 3,531円 | 22円     |
| 5   | F市  | 3,516円 | 7円      |
| 6   | 東御市 | 3,509円 | 0円      |
| 7   | B市  | 3,384円 | ▲125円   |
| 8   | E市  | 3,348円 | ▲161円   |
| 9   | O市  | 3,313円 | ▲196円   |
| 10  | I市  | 3,300円 | ▲209円   |
| 10  | K市  | 3,300円 | ▲209円   |
| 12  | M市  | 3,300円 | ▲209円   |
| 13  | D市  | 3,120円 | ▲389円   |
| 14  | H市  | 3,080円 | ▲429円   |
| 15  | G市  | 2,860円 | ▲649円   |
| 16  | P市  | 2,720円 | ▲789円   |
| 17  | R市  | 2,585円 | ▲924円   |
| 18  | N市  | 2,568円 | ▲941円   |
| 19  | Q市  | 2,343円 | ▲1,166円 |
| 平均  |     | 3,231円 | ▲278円   |

## ●水道料金＋下水道使用料

| 高い順 | 団体名 | 使用料    | 差       |
|-----|-----|--------|---------|
| 1   | A市  | 8,195円 | 1,331円  |
| 2   | J市  | 7,900円 | 1,036円  |
| 3   | B市  | 7,662円 | 798円    |
| 4   | C市  | 7,601円 | 737円    |
| 5   | F市  | 7,313円 | 449円    |
| 6   | E市  | 7,308円 | 444円    |
| 7   | L市  | 7,164円 | 300円    |
| 8   | D市  | 7,100円 | 236円    |
| 9   | I市  | 6,940円 | 76円     |
| 10  | K市  | 6,875円 | 11円     |
| 11  | 東御市 | 6,864円 | 0円      |
| 12  | H市  | 6,830円 | ▲209円   |
| 13  | G市  | 6,650円 | ▲389円   |
| 14  | M市  | 6,600円 | ▲429円   |
| 15  | O市  | 6,558円 | ▲649円   |
| 16  | P市  | 5,860円 | ▲789円   |
| 17  | N市  | 5,846円 | ▲924円   |
| 18  | R市  | 5,703円 | ▲941円   |
| 19  | Q   | 5,462円 | ▲1,166円 |
| 平均  |     | 6,865円 | ▲278円   |





## 他団体の下水道使用料改定事例

### ●長野県内の改定状況

上田市：令和 7 年 4 月 1 日から 下水道使用料を平均11.7%引き上げ

飯山市：令和 7 年 8 月 1 日から 下水道使用料を改定  
基本料金に含まれる基本水量を 5 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>に増やし改定  
汚水量料金（11m<sup>3</sup>～）を +12～+15%改定

松本市：令和 8 年 4 月 1 日から 水量料金を平均20.11%値上げ（下水道使用料の改定なし）

※東御市については、合併以降（20年以上）、消費税率改定による引き上げを除き、  
使用料の改定を行っていません。

### ●「公益社団法人 日本下水道協会」の改定事例より

| 団体名    | 行政人口    | 改定年月       | 改定率   | 改定後使用料<br>(1 か月・20m <sup>3</sup> 使用) |
|--------|---------|------------|-------|--------------------------------------|
| 岩手県遠野市 | 24,306人 | 令和 6 年10月  | 43.7% | 3,740円                               |
| 鳥取県琴浦町 | 12,263人 | 令和 6 年 2 月 | 10.0% | 3,850円                               |
| 山口県柳井市 | 29,886人 | 令和 5 年10月  | 9.1%  | 3,630円                               |





# 今後のスケジュール（案）

|                      |                                            |
|----------------------|--------------------------------------------|
| 令和 7 年10月（本日）        | 第 1 回上下水道事業運営審議会<br>下水道事業の現状及び使用料改定の必要性の説明 |
| 令和 8 年 1 月（予定）       | 第 2 回上下水道事業運営審議会<br>改定率パターンの説明             |
| 令和 8 年 3 月（予定）       | 東御市議会 3 月定例会<br>現状及び改定の必要性、審議会意見、改定率・時期の説明 |
| 令和 8 年 6 月（予定）       | 第 3 回上下水道事業運営審議会<br>改定率（案）を諮問              |
| 令和 8 年 7 月（予定）       | 第 4 回上下水道事業運営審議会<br>答申                     |
| 令和 8 年 9 月           | 東御市議会 9 月定例会<br>使用料改定議案を上程                 |
| 令和 8 年10月～令和 9 年 3 月 | 使用料改定周知期間                                  |
| 令和 9 年 4 月～          | 新使用料適用 ※ 4 月請求分から                          |

※令和 7 年10月 8 日現在

